

答 申 書
(答申第58号)
平成19年8月8日

1 審査会の結論

特定私立学校法人の合併認可に係る公文書を一部開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、「学校法人〇〇〇〇〇〇と学校法人〇〇〇〇の合併に係る〇〇県からの照会とそれに対する北海道の回答」及び「学校法人〇〇〇〇〇〇が合併前に北海道に提出した最後の書類」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として、「学校法人〇〇〇と学校法人〇〇〇〇〇〇の合併認可について（回答）、（平成〇年〇月〇日付け学事第〇〇号）」、「学校法人〇〇〇と学校法人〇〇〇〇〇〇の合併認可について（協議）、（平成〇年〇月〇日受理）」及び「学校法人〇〇〇〇〇〇理事長変更届（平成〇年〇月〇日受理）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）又は同条同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、別紙1のアの表に掲げる情報であり、実施機関は、次のとおり主張する。

理事、監事、評議員及び議事録署名人の氏名、理事長、理事、議長及び評議員の個人印の印影並びに理事及び監事の任期（以下「個人の氏名等」という。）については、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる。

このうち、「理事長を除いた役員・評議員の氏名」については、私立学校法（昭和24年法律第270号）の改正により、平成17年度から理事長及び代表権を有する理事のみを登記簿に登録することになり、一般的には理事長を除いた役員・評議員の氏名につ

いては、通常、知り得ることのできる情報ではないため、通常他人に知られたくないと認められる。

さらに、「理事長の個人印及び理事の個人印の印影」は、当該個人が役員として議事を理事会において議決したことを証明するためのものであり、このような学校法人における重要な意思決定機関である理事会の議事録に押印された印影であるという使用状況を考えれば、明らかに広く不特定多数に公にされることが予定されているものと言えないことから、通常他人に知られたくないと認められる。「評議員の個人印の印影」は、当該個人が評議員として議事を評議員会において議決したことを証明したものであり、このような学校法人における重要な理事長の諮問機関である評議員会の議事録に押印された印影であるという使用状況を考えれば、明らかに広く不特定多数に公にされることが予定されているものと言えないことから、通常他人に知られたくないと認められる。

ウ 本件処分において非開示とされた個人の氏名等は、直接又は他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

理事、監事、評議員及び議事録署名人の氏名並びに理事及び監事の任期が開示されると、特定法人の理事、監事又は評議員であること、さらに、理事又は監事の任期が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

また、理事長、理事、議長及び評議員の個人印の印影は、当該個人が理事会又は評議員会の議決事項を証明するために行ったものであり、このような押印の状況を踏まえると、通常他人に知られたくないと認められる。

したがって、個人の氏名等は、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたものは、別紙1のイの表に掲げる情報である。

実施機関は、これらの情報のうち、①及び②については、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報、④については、財産の内容の詳細な情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められると主張する。

また、③については、法人の事業計画が具体的に記載されており、開示することにより、経営方針や経営上のノウハウなどが明らかになり、事業運営が不当に損なわれると認められると主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に

判断して行うものとされている。

実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示とした情報は、法人が事業活動を行う上での内部管理上の情報、法人の具体的な事業計画、又は法人の財産に関する情報であり、いずれも開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

なお、学校法人の財務に関する情報を、条例により、どの程度まで開示すべきかについては、学校法人の公的性格を考慮の上、これを開示することによって生じるその法人の不利益を検討することになるが、貸借対照表や財産目録は、学校法人の財政状況、自主的な資産運用等の実態を示すものであることから、学校法人の公的性格を考慮してもなお、当該情報のうち実施機関が非開示としたものを開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

したがって、別紙1のイの表に掲げる情報は、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、学校法人〇〇〇が役員に関する情報や業務及び財務等に関する資料等をインターネット上のホームページで公開しており、同法人がこれらの情報を自ら公にしているとして、非開示情報に該当しない旨主張する。

しかしながら、法人が、インターネット上のホームページ等で情報をどの範囲まで公表するのか、情報を何時の時点で更新するのかなどは、法人の独自の判断に基づいて行われているものであることから、実施機関が保有している情報と必ずしも一致するものではなく、また、北海道の情報公開制度とは趣旨・目的を異にするものである。

したがって、当該法人がインターネット上のホームページ等で公表しているか否かは考慮されないものであり、異議申立人の主張は理由がないものと判断する。

イ 異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 2 月 21日	○ 諮問書の受理（諮問番号56） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成19年 2 月 23日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成19年 3 月 19日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成19年 4 月 13日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年 5 月 11日 （第三部会）	○ 審議
平成19年 6 月 18日	○ 異議申立人から意見書（追加）の提出
平成19年 6 月 29日 （第三部会）	○ 審議
平成19年 7 月 13日 （第三部会）	○ 審議
平成19年 8 月 6 日 （第22回審査会）	○ 答申案審議
平成19年 8 月 8 日	○ 答申

異議申立ての対象となった非開示部分

ア 1号情報

対象公文書	非開示とした部分
学校法人〇〇〇と学校法人〇〇〇〇〇〇の合併認可について（協議）	
学校法人〇〇〇〇〇〇理事会決議録	理事・監事の氏名 理事の個人印の印影
学校法人〇〇〇評議員会決議録	評議員・議事録署名人の氏名 議長・評議員の個人印の印影
学校法人〇〇〇理事会決議録	理事・監事の氏名 理事長・理事の個人印の印影
学校法人〇〇〇〇〇〇評議員会決議録	評議員・議事録署名人の氏名 評議員の個人印の印影
学校法人〇〇〇〇〇〇理事会決議録	理事・監事の氏名 理事の個人印の印影
学校法人〇〇〇の寄附行為	理事・監事の氏名
学校法人〇〇〇の寄附行為（合併前）	理事・監事の氏名
学校法人〇〇〇役員新旧対照表	理事・監事の氏名 理事・監事の任期
学校法人〇〇〇〇〇〇理事長変更届	
理事会の決議録	理事・監事の氏名 理事長・理事の個人印の印影

イ 2号情報

対象公文書	非開示とした部分
学校法人〇〇〇と学校法人〇〇〇〇〇〇の合併認可について（協議）	
① 法人合併理由書	法人の運営状況に関する記述
合併後2年の事業計画書及びこれに伴う収支予算書	資金収支予算書
貸借対照表	中科目及び小科目の科目名及び金額 基本金に係る部分の小科目名及び金額並びに欄外注記
② 学校法人〇〇〇〇〇〇理事会決議録	契約書（案）及び契約内容に関する記述
学校法人〇〇〇評議員会決議録	契約書（案）及び契約内容に関する記述
学校法人〇〇〇理事会決議録	契約書（案）及び契約内容に関する記述
学校法人〇〇〇〇〇〇評議員会決議録	契約内容に関する記述
学校法人〇〇〇〇〇〇理事会決議録	契約内容に関する記述
合併契約書	同左すべて
③ 合併後2年の事業計画書及びこれに伴う収支予算書	合併後2年の事業計画書
④ 学校法人〇〇〇の財産目録	資産総額金及び負債総額金の内訳
学校法人〇〇〇〇〇〇の財産目録	資産総額金及び負債総額金の内訳